

飼料販売業者の皆様へ

販売先の畜産農家や養殖業者が生産する畜水産物が食品の基準値を超えないよう、以下に気をつけてください。

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない畜水産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 暫定許容値を下回る飼料を販売しましょう。
- 飼料を購入・販売する際は、その飼料が製造、輸送、保管時に放射性セシウムに汚染されないように取り扱われたものであることを購入元に確認しましょう。
- 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないようにしましょう。
- 輸送、保管する場合は飼料をシートで覆うなど、飼料が放射性セシウムに汚染されないよう十分に注意しましょう。

飼料販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

- 1 米ぬか、ふすま、養殖魚用飼料に用いる水産物、魚粉などの国産飼料やこれらを原料とする配合飼料などの濃厚飼料を購入、販売する場合は、その飼料が有害物質混入防止ガイドラインに則り、放射性セシウムが暫定許容値を超えないように工程管理がなされているものであることを、購入元に確認しましょう。
粗飼料についても、購入元に生産地、生産時期、生産方法などを聞いて、暫定許容値を下回っていることを確認しましょう。生産地域における放射性セシウムの状況は、生産県に問い合わせましょう。
- 2 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないでください。
- 3 飼料を輸送、保管する場合は、有害物質混入防止ガイドラインに則り、輸送及び保管に関する手順を定め、
 - ・放射性物質に汚染されたものから遠ざける、
 - ・屋内で保管し、必要に応じシートで覆う、
 - ・密閉容器又はシートなどで覆って輸送する、などにより、飼料が放射性セシウムに汚染されることを確実に防止しましょう。

＜飼料中の放射性セシウムの暫定許容値＞

牛・馬用飼料	100 Bq/kg	濃厚飼料：製品重量 粗飼料：水分含有量8割未満
豚用飼料	80 Bq/kg	
家きん用飼料	160 Bq/kg	
養殖魚用飼料(観賞魚用を除く。)	40 Bq/kg	(製品重量)

※ 有害物質混入防止ガイドラインについては、「有害物質混入防止ガイドライン」で検索して、農林水産省のホームページを参照してください。

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/yugai.html>)

このことに関するお問い合わせは
香川県農政水産部畜産課 総務・経営グループ 087-832-3430